

総合型DBに係る行政対応についての通知発出

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

今般、総合型DBの設立、既存総合型DBへの編入、実施後の指導監督に係る、地方厚生局長宛の通知が発出されましたのでご案内致します。

通知の趣旨は、地方厚生局長宛に以下の周知を行うことです。

平成24年3月末の適格退職年金廃止の受皿制度の1つが総合型DB制度であることの確認

総合型DBについて相談・助言に応じることの依頼

その設立・編入等においての以下の留意点に注意すること

総合型DBの設立時	全ての事業主が設立前に実施していた各社退職給付制度と当該総合型DB制度との違いについて周知されていることを確認すること
既存の総合型DBへの編入時	編入事業主が編入前に実施していた各社退職給付制度と当該総合型DB制度との違いについて十分説明されていることを確認すること
実地監査	総合型DB制度について適正な事業運営が行われているかどうか等についてきめ細かい指導監督を行うこと

「総合型確定給付企業年金の指導等について」年企発第1219001号(別添1枚)

以上